

約款変更 新旧対照表

条項	変更後	変更前	
第 17 条 5	取引および 残高の報告	<u>当金庫は、お客様の承諾がある場合、上記 1 の取引報告書および上記 2 の取引残高報告書の交付に代えて、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとしします。</u>	追記
第 25 条 3	お客様への 報告・連絡 事項	<u>当金庫は、お客様の承諾がある場合、上記 2 の取引残高報告書の交付に代えて、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとしします。</u>	追記
第 38 条 3	お客様への 連絡事項	<u>当金庫は、お客様の承諾がある場合、上記 2 の取引残高報告書の交付に代えて、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとしします。</u>	追記

条項	変更後	変更前
第49条3 換金方法、 時期および 価額	削除	お客様は、当金庫所定の手続きを行うことにより、再投資を停止できるものとし、再投資を停止した場合の収益分配金については、当金庫は、決算日から起算して、各投資信託の目論見書に記載されている換金代金のお支払日に準じてお支払いいたします。
附則	<p>1この約款は、2013年5月1日より適用させていただきます。</p> <p>2この約款は、2014年1月6日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4この約款は、2017年8月7日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>5この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7この約款は、2023年3月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>8この約款は、2023年10月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p><u>9この約款は、2024年9月21日より一部改正を適用させていただきます。</u></p>	<p>1この約款は、2013年5月1日より適用させていただきます。</p> <p>2この約款は、2014年1月6日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4この約款は、2017年8月7日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>5この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7この約款は、2023年3月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>8この約款は、2023年10月1日より一部改正を適用させていただきます。</p>